建築士事務所の開設者 各位

一般社団法人茨城県建築士事務所協会

建築士法第２７条の２の指定法人による

平成２８年度 第１回「開設者研修会」開催要項

１．目的　　建築士法第２７条の２の規定に基づき、建築士事務所の業務の適正な運営と

　　　　　　建築主の利益の保護を図るため、建築士事務所の開設者に対する指導・勧告、

　　　　　　苦情の処理、研修等の業務を実施する団体として、(一社)茨城県建築士事務所協会は、平成２１年１月５日に茨城県知事に受理され、法定団体となりました。

　　　　　　このため、建築士事務所の開設者を対象に、建築士事務所の活動、役割、経営のあり方などについて、研修会を開催いたしますので、是非、受講されますようご案内申し上げます。（建築士事務所の登録申請にあたって提出する**建築士事務所の管理講習会の受講証明書とは異なります**のでご注意下さい。）

２．日時　　平成２８年７月２１日（木）９時４５分～１６時４５分

　　　　　 （受付９時１５分から）

３．会場　　茨城県建設技術研修センター　水戸市青柳町４１９３

４．主催　　（一社）日本建築士事務所協会連合会　（一社）茨城県建築士事務所協会

５．後援　　（一社）茨城県建築士会

６．受講対象者

建築士事務所の開設者及び新たに開設者になろうとする者。

　　（平成２８年７月２１日から平成２９年７月２０日までの間に登録更新時期にある

　　　事務所及び新規登録事務所等）

７．時間割・講習科目・講師

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 時　間　割 | 講習科目 | 講　　師 |
| 9:45～10:00 | あいさつ・説明 | 本協会会長　　横須賀　満夫 |
| 10:00～10:50 | 建築士及び建築士事務所の倫理と責務他（基礎編） | 金沢建築設計事務所  所　 長　 　 金沢　悦男氏 |
| 10:55～11:35 | 設計及び工事監理等の実施他（基礎編） | 茨城県土木部都市局建築指導課  担 当 職 員 |
| 11:40～11:55 | 建築士事務所賠償責任保険制度 | (有)日事連サービス  相談役 　 中川　孝昭氏 |
| 11:55～12:45 | 昼 食 |  |
| 12:45～13:50 | ニーズの変化と持続的経営のための  対応Ⅰ（応用編） | 美和建築研究室  所　　長 　　美和健一郎氏 |
| 13:55～15:00 | ニーズの変化と持続的経営のための  対応Ⅱ（応用編） | （一社）東京都建築士事務所協会理　　事　　宮原　浩輔　氏 |
| 15:00～15:15 | 休　憩 |  |
| 15:15～16:30 | 建築士事務所のリスク（応用編） | 水口・野村法律事務所  弁護士　　　水口　二良氏 |
| 16:35～16:45 | 受講証明書交付 |  |

８．受講料（テキスト含)

一　般　１５，０００円

会　員　１２，０００円（事務所協会会員の差額は協会補助）

９．申込み方法

　　別紙の受講申込書に所要事項をご記入のうえ、受講料を添えて、平成２８年７月１４日（木）（期限厳守）までに下記あて現金書留等で送るか、事務局までご持参願います。

**※当日の受付は致しません。**

(一社)茨城県建築士事務所協会

　　〒310－0852　水戸市笠原町978-30　建築会館2階

　　　ＴＥＬ ０２９－３０５－７７７１　 ＦＡＸ ０２９－３０５－７７９１

10．その他

　（１）ご入金いただいた受講料等は返還いたしません。

（２）受講料入金後に受講券を発行いたします。受講券のない方は、入場できません。

　（３）受講証明書は講習終了時にお渡しします。

　（４）建築士事務所の登録申請にあたって提出する**建築士事務所の管理講習会の受講証明書**

**とは異なります**のでご注意下さい。

　　※昼食は、朝のうちに業者が注文をとり午前の講義終了時に届きます。

　　　又は周辺の食堂をご利用ください。

キリトリセン

*建築士事務所の開設者研修会受講申込書*　 　Ｎｏ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (フリガナ) |  |  |
| 受講者氏名    生 年 月 日 | 昭・平　　年　　月　　日 |
| 事務所名 |  |
| 事　 務 所  所 在 地  TEL／FAX | 〒  TEL FAX |
| 建築士事務所  登 録 番 号 | 第　Ａ・Ｂ・Ｃ　　　　　　　号　 　　　新　規 |
| (一社)茨城県建築士事務所協会  会　員 　　　　その他  (いずれかを○で囲む) | |
| 建築士事務所登録年月日　　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日 | |

※受講証明書を発行いたしますので、かい書ではっきりと記入してください。